

景観形成を図るうえでの基本方針

水俣・芦北地域の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案し、地域の基調となる海岸部の景観形成を一体的に進めていくゾーンとして「海岸景観形成ゾーン」を広域的に設定するとともに、周辺の自然・田園景観に配慮した落ち着いた沿道景観を形成するために「沿道景観形成ゾーン（国道3号線）」を、地域固有の景観特性を生かした個性的なまちづくりを進めるために、「特別誘導区域」を指定し、計画的な景観形成を図っていきます。

※地域指定の詳細は、県南広域本部備え付けの図面を参照下さい。

沿道景観形成ゾーン

このゾーンは、地域の基調となる自然・田園景観を印象づけるとともに、来訪者を暖かくわかりやすく迎え、誘導する、玄関口にふさわしい景観形成を図っていきます。（R3号両側50m）

海岸景観形成ゾーン

このゾーンは、緑豊かな斜面地の緑や漁業、農業によって培われてきた生活風景を保全しながら、新たな開発においても自然との共生を目指した景観形成を図っていきます。

特別誘導区域

③佐敷地区【芦北町】

旧薩摩街道沿いに栄えた宿場町としての歴史的な資産を大切に、地元主導のまちづくりが推進されており、歴史的町並み景観の形成を図っていきます。

特別誘導区域

①湯の児地区【水俣市】

海浜部に立地する伝統のある温泉街として、既に景観を意識した取組が見られており、地域を代表する質の高い健全な観光拠点にふさわしい景観形成を図っていきます。

特別誘導区域

④重盤岩周辺地区【津奈木町】

重盤岩や重盤岩眼鏡橋など地域の基調となる自然や歴史景観、周辺の緑と調和した津奈木町の文化や交流の拠点にふさわしい景観の形成を図っていきます。

特別誘導区域

②湯の鶴地区【水俣市】

湯出川沿いの山間地に溶け込むように温泉街を形成しており、周辺の景勝地や棚田とともに自然と人の営みが融合したなつかしさのある山間景観の形成を図っていきます。

凡 例

- ①～② 芦北町と八代市境界
- ②～③ 国道3号の路端から50m
- ③～④ 佐敷川右岸
- ①～④ 汀線
- ⑤～⑥ 佐敷川左岸から50m、湯浦川右岸から50m、ただし国道3号路端まで（特定施設届出地区除く）
- ⑦～⑧ 地類界
- ⑧～⑨ 芦北町道山崎線、同線見通し線
- ⑨～⑩ 佐敷川左岸
- ⑩～⑪ 芦北町道テレビ塔線、芦北町道川端線
- ⑪～⑫ 佐敷川右岸
- ⑫～⑬ 芦北町道七瀬橋線
- ⑬～⑭ 県道芦北球磨線の路端から20m
- ⑪～⑭ 芦北町道山崎線
- ⑮～⑯ 湯浦川左岸
- ⑯～⑰ 県道水俣田浦線の路端から20m
- ⑰～⑱ 芦北水俣広域農道の路端から50m
- ⑮～⑱ 汀線
- ⑲～⑳ 津奈木町道男島線の路端から20m
- ⑳～㉑ 広域農道の路端から20m
- ㉒～㉓ 国道3号の路端から20m
- ㉓～㉔ 津奈木町道中学校前線、同線見通し線
- ㉔～㉕ 地類界
- ㉕～㉖ 津奈木町道竹中線、同線見通し線
- ㉖～㉗ 肥薩おれんじ鉄道線
- ㉗～㉘ 津奈木町道沖田線、同線見通し線
- ㉑～㉒ 県道水俣田浦線の路端から20m
- ㉘～㉙ 稜線界
- ㉙～㉚ 道路敷界
- ㉚～㉛ 稜線界
- ㉛～㉜ 水俣市道桜ヶ丘大戸口線
- ㉜～㉝ 県道水俣田浦線
- ㉝～㉞ 水俣川右岸
- ⑲～⑳ 汀線
- ㉞～㉟ 水俣市道丸島町15号線の路端から20m
- ㉟～㊱ 県道水俣港線の路端から20m
- ㊱～㊲ 水俣市道梅戸明神線の路端から20m
- ㊲～㊳ 水俣市道汐見町1号線の路端から20m
- ㊳～㊴ 旧護岸線
- ㊴～㊵ 百間水路右岸
- ㊵～㊶ 水俣港臨港線入口
- ㊶～㊷ 国道3号の路端から50m
- ㊷～㊸ 鹿児島県境
- ㊸～㊹ 汀線
- ㊹ 汀線
- ㊹ 芦北海岸県立自然公園（但し、特別地域を除く）の範囲

- 景観形成地域【海岸景観形成ゾーン】
- 同上【沿道景観形成ゾーン（沿道50m）】
- 同上【特別誘導区域】
- 景観形成地域外【県立自然公園特別地域】
- 同上【特定施設届出地区（沿道20m）】